

地域再生計画「設備投資促進による長野県経済活性化計画」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1 地域再生計画の名称 設備投資促進による長野県経済活性化計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 長野県</p> <p>3 地域再生計画の区域 長野県の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>① 番号 A2004</p> <p>② 名称 地域再生支援利子補給金</p>	<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1 地域再生計画の名称 設備投資促進による長野県経済活性化計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 長野県</p> <p>3 地域再生計画の区域 長野県の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>① 番号 A2004</p> <p>② 名称 地域再生支援利子補給金</p>

変 更 後	変 更 前
<p>2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容 (略)</p> <p>3) 「地域再生支援利子補給金交付要綱」別表で規定する事業の種別等 (略)</p> <p>4) 地域再生支援利子補給金の受給を予定する金融機関 地域再生法「設備投資促進による長野県経済活性化計画」に関する地域再生協議会の構成員である以下の金融機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社八十二銀行 ・株式会社長野銀行 ・長野信用金庫 ・上田信用金庫 ・松本信用金庫 ・諏訪信用金庫 ・飯田信用金庫 ・アルプス中央信用金庫 ・長野県信用組合 ・長野県信用農業協同組合連合会 ・株式会社日本政策投資銀行 ・<u>株式会社東京三菱UFJ銀行</u> ・<u>株式会社みずほ銀行</u> 	<p>2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容 (略)</p> <p>3) 「地域再生支援利子補給金交付要綱」別表で規定する事業の種別等 (略)</p> <p>4) 地域再生支援利子補給金の受給を予定する金融機関 地域再生法「設備投資促進による長野県経済活性化計画」に関する地域再生協議会の構成員である以下の金融機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社八十二銀行 ・株式会社長野銀行 ・長野信用金庫 ・上田信用金庫 ・松本信用金庫 ・諏訪信用金庫 ・飯田信用金庫 ・アルプス中央信用金庫 ・長野県信用組合 ・長野県信用農業協同組合連合会 ・株式会社日本政策投資銀行

変 更 後	変 更 前
<p>5) 地域再生支援利子補給金の貸付を受けて行われる事業の見込まれる効果 (略)</p> <p>5-3 その他の事業 (略)</p> <p>6 計画期間 認定の日から平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 各年度において実績を確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、数値目標に照らした評価を行う。</p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 なし</p>	<p>5) 地域再生支援利子補給金の貸付を受けて行われる事業の見込まれる効果 (略)</p> <p>5-3 その他の事業 (略)</p> <p>6 計画期間 認定の日から平成 33 年 3 月 31 日</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 各年度において実績を確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、数値目標に照らした評価を行う。</p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 なし</p>